

第1回川口市男女共同参画推進委員会

平成29年6月29日（木） 10時00分

川口市議会 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）計画改訂のスケジュールについて

（2）第2次川口市男女共同参画計画改訂（案）について

①第3章 計画の内容

3 報告事項

（1）平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

4 閉 会

配布資料一覧

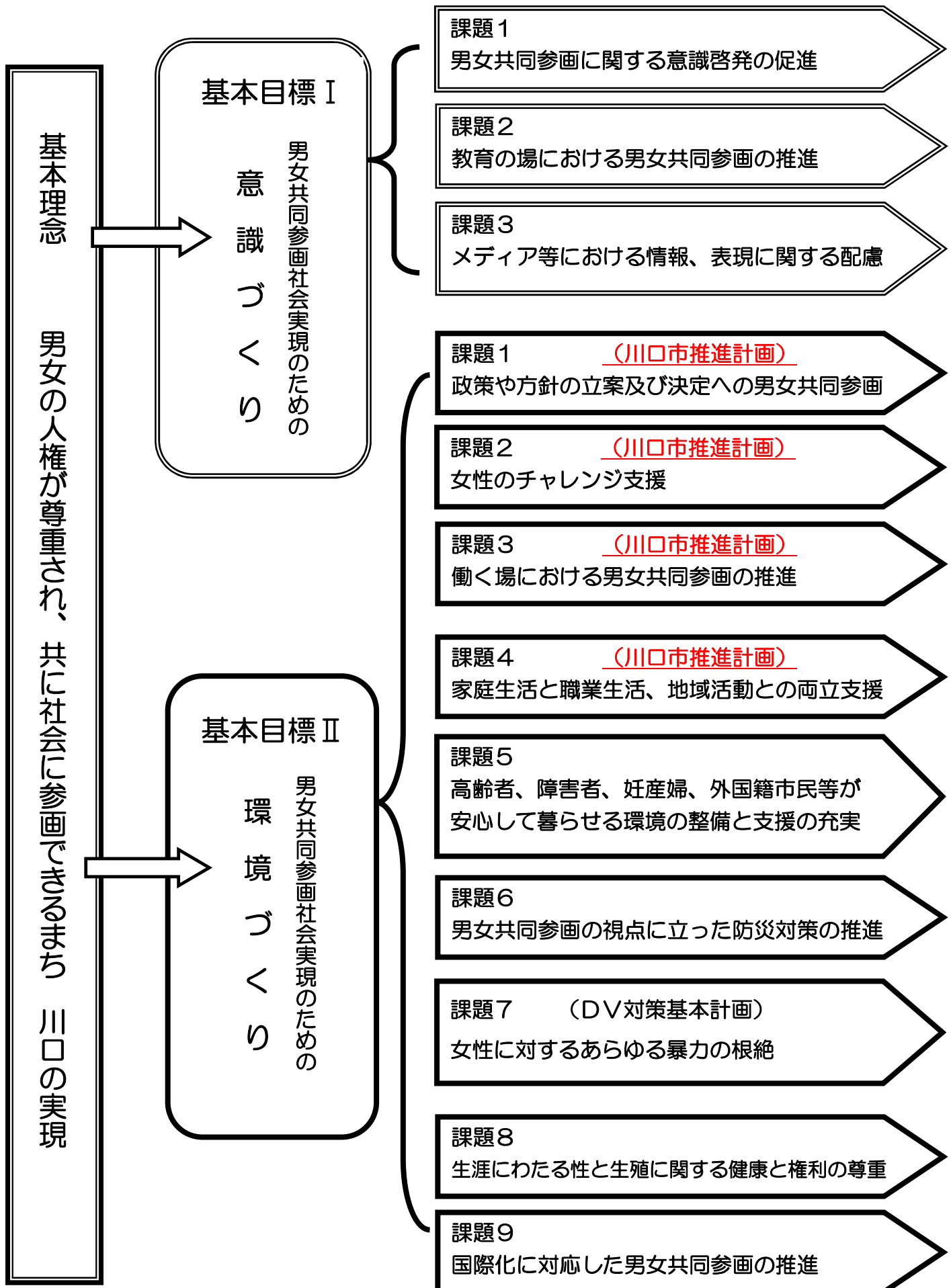
資料No. 1	計画改訂スケジュール……………	1
資料No. 2	第3章 計画の内容……………	2
資料No. 3	平成29年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況 ……	29

別添資料1 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定について（内閣府通知文）

別添資料2 埼玉県男女共同参画基本計画（平成29～33年度）

第2次川口市男女共同参画計画の改訂スケジュール

	開催日時	内容
平成29年		
第1回 川口市男女共同 参画推進委員会	平成29年6月29日(木) 午前10時00分から 議会棟3階 第3委員会室	改訂案の審議 第3章 計画の内容 計画の体系 基本目標Ⅰ課題1・2・3 基本目標Ⅱ課題1・2・3・4・5 ※基本目標Ⅱ課題1・2・3・4は女性活躍推進計 画に基づく川口市推進計画の策定
第2回 川口市男女共同 参画推進委員会	平成29年8月10日(木) 午後2時00分から 議会棟2階 第1委員会室	改訂案の審議 第3章 計画の内容 計画の体系 基本目標Ⅱ課題6・7・8・9
第3回 川口市男女共同 参画推進委員会	平成29年10月26日(木) 午前10時00分から 議会棟3階 第3委員会室	改訂案の審議 目次 第1章 計画の趣旨 第2章 計画の基本的な考え方 推進体制の整備
第4回 川口市男女共同 参画推進委員会	11月未定	最終(素案) パブリックコメントの説明
パブリックコメント	12月上旬予定	
平成30年		
第5回 川口市男女共同 参画推進委員会	1月予定	パブリックコメントの実施報告 答申(案)の説明
答 申	2月・3月予定	市長へ答申



施策の方向

基本目標 I

- 課題1 (1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革
(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援
(3) 男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

- 課題2 (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透 (2) 家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進
(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

- 課題3 (1) メディアにおける男女の人権の尊重 (2) 男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供
(3) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

基本目標 II

- 課題1 (1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 (2) 事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進 (3) 男女共同参画を進める人材や団体等の育成

- 課題2 (1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供 (2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供
(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備 ~~(4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援~~ ~~(4)-(5)~~ 関係機関等との連携強化

- 課題3 (1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 (2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備
(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

- 課題4 (1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進 (2) 子育て、介護等への社会的支援
(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進 (4) 家庭生活における男女共同参画の促進
(5) 地域活動における男女共同参画の促進

- 課題5 (1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと活躍し、安心して暮らせるため生活できるための支援
(2) 困難を抱えた女性などの自立支援 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備
(3) 障害者、外国籍市民など高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

- 課題6 (1) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備 (2) 地域防災活動への女性の参画の促進
(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応 (4) 災害復興時における男女共同参画の促進

- 課題7 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進
(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (5) 性犯罪への対策の推進 (6) 売買春への対策の推進
(7) 人身取引への対策の推進 (8) ストーカー行為等への対策の推進

- 課題8 (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着
(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進 (3) 性差に応じた健康支援の推進
(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- 課題9 (1) 男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進
(2) 国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、これまでさまざまな形で進められ、着実な成果を上げつつありますが、男女の性別による固定的な役割分担意識*や、それに基づく社会の制度や慣行が、今もなお、あらゆる場に根強く残っています。

長年にわたって社会的、文化的に形成されてきた男性優位の意識や実態が、男女共同参画社会の実現を阻害しています。

男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる場において、個性や能力を発揮して自由に活躍できるよう、男女共同参画に関する意識の啓発を進めます。

施策の方向（１）社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

施策の方向（２）男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上
及び相談、情報提供による支援

施策の方向（３）男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

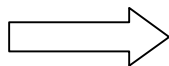
☆ 推進指標 ☆

性別による固定的な役割分担に同感しない人の割合

現状値（平成~~28~~~~23~~年度）

目標値（平成~~33~~~~28~~年度）

~~53.0~~ ~~45.5~~%



60.0%以上

※目標値の根拠は、施策推進による伸びを見込み、県の目標値に準じて設定しました。
(なお、この推進指標の説明書きはすべてのページで記載しません)

施策の方向（１）社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というような例に代表される、性別による固定的な役割分担意識*は、社会における男女（特に女性）の活動の自由な選択に影響を及ぼす要因となっています。男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が図られてきたとはいえ、このような社会における制度や慣行において、性別による固定的な役割分担意識が、完全に解消されたとは言えません。

性別に関わらず男性も女性も、個性や能力を十分発揮し、さまざまな活動に参画できるようにするためには、男女を取り巻く環境について市民一人ひとりが理解することが重要であることから、性別による固定的な役割分担意識の改革を促すための普及啓発を進めます。

施策の方向（２）男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援

男女を問わず、男女共同参画社会では個人にどのような権利があり、その権利を行使するためにどのような方法をとればよいのかを理解することは大切なことです。

そのため、男女共同参画に関する法制度や救済制度について広報を行うとともに、学習機会の充実を図り、理解と積極的な活用の促進を支援します。

その際、高齢者等特別な配慮を必要とする人*が情報を十分活用することができるように配慮し、誰にでも理解しやすい、やさしい説明に努め、併せて、相談体制の整備とともに、関係機関との連携のもとに総合的な支援策を進めます。

施策の方向（３）男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

男女共同参画についての国内外の取り組みや男女共同参画の実状等について、情報、資料、統計データ、調査・研究の報告書などを収集し、施策の展開や今後の取り組みの参考としていきます。

併せて、社会における伝統的な慣習・慣行等の見直しや、男女共同参画についての理解や意識啓発の促進に資するために、情報や資料等の提供を行います。

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、次世代を担う子ども達が性別にとらわれず、一人ひとりが個性を発揮し、活躍できるようにすることが必要です。

「男は仕事、女は家庭」「男の役目」「女の役目」などの性別による固定的な役割分担意識*は、幼い時からの周囲の環境や教育等によって無意識に作り出され、次の世代にまで引き続き影響を与えることが指摘されています。

性別による固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女共同参画社会を推進するため、学校での教育だけでなく、家庭、職場、社会等あらゆる場を教育の場としてとらえ「川口市男女共同参画推進条例*」の基本理念に則した教育、学習の充実を図ります。

施策の方向（１）男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透

施策の方向（２）家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進

施策の方向（３）職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

☆ 推進指標 ☆

家庭生活、学校教育、職場、地域活動における男女平等意識の割合

現状値（平成2823年度）

目標値（平成3328年度）

家庭生活 29.930.2%

34.6%

学校教育 70.567.6%

76.4%

職場 17.318.1%

22.9%

地域活動 39.342.1%

51.7%

※目標値の根拠は、施策推進により、過去5年間での伸び率を、10%上回る伸びを見込んで設定しました。
なお、今回は5年前の数値を下回ったものも多く、引き続き目標値として設定しました。

施策の方向（１）男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透

市民意識調査項目の「各分野における男女の地位の平等感」によると、「家庭生活」「職場」、「学校教育」、「職場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習慣行」、「政治の場」、「地域活動」の各分野のうち、「学校教育」をのぞくすべてのどの分野においても「平等」と感じている人の割合が平成23年度の調査より低い結果となっています。この回答が経年的に伸びを示しており、市民意識や生活の実態が時代とともに確実に変わりつつあることがわかります。

しかしながら特に「職場」「社会通念・慣習慣行」、「政治の場」の分野では「平等」という回答が他の分野に比較して低率であり、「男性の方が優遇されている・どちらかといえば優遇されている」という回答が「政治の場」では70%を超えています。

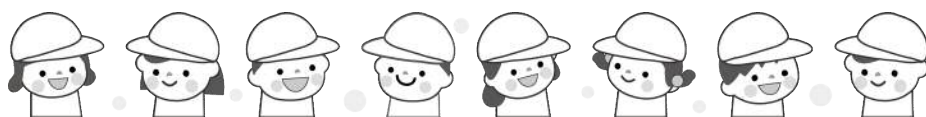
このようなことから、学校教育の場だけでなく、家庭、職場、地域など等社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透を図り、その意識を定着させるよう広報し啓発活動を展開します。

施策の方向（２）家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進

性別による固定的な役割分担意識※にとらわれず、男女平等意識を醸成する基礎として、男女共同参画を基本とした教育の果たす役割は、とても大きいものと考えられます。特に幼児期からの知らず知らずのうちに形成された、性別による固定的な役割分担意識は、その後の自分の生き方、他人の生き方を固定的にとらえ、男女の自由な活動の選択に縛りを与えることに繋がると言われています。このことから、子どもの頃からの家庭、保育、学校における教育は、重要な役割を担っていると言えます。

家庭は社会の基礎単位として、次世代を育成する責任を持つ場であり、子ども達が幼い段階から、日常生活をとおして男女共同参画意識を育てていく必要があります。

また、保育や学校教育においては、常に男女共同参画の視点に立ち、男女共同参画の基本理念に則した保育、学校教育を行うとともに、指導者に対する情報提供や研修会などをおし、男女共同参画への意識啓発をより一層推進します。



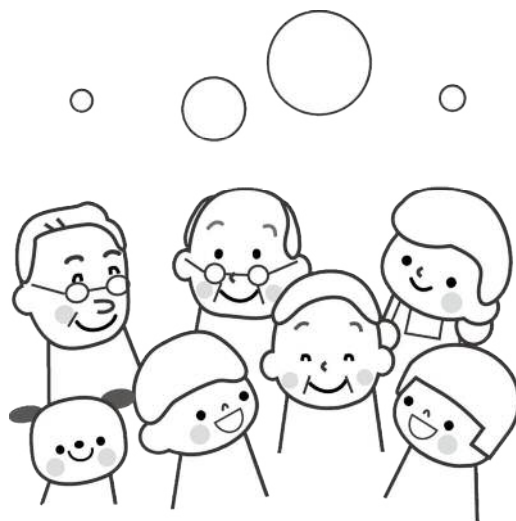
施策の方向（３）職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

市民意識調査の市民意識調査項目の「各分野における男女の地位の平等」によると、「男女が平等である」と回答している割合を見ると「学校教育」の分野において男女が「平等」であると感じている人の割合は70.5%であるのに対し、他の分野では40%以下という結果になっています。が「職場」や「社会通念・慣習」、「地域活動」などに比較し、高い割合となっています。

このことから、学校教育における男女平等の意識は高いにもかかわらず、社会に出ると男女平等の意識が低下してしまう現状が読み取れます。そのため、職場、地域などあらゆる場を教育の場と考え、男女共同参画の意識を浸透させていくことが重要です。

職場においては、性別に関わりなく平等に職域や業務を担い、働く人々が男女共同参画の意識を高められる学びの機会を持つことが必要です。

男女が、社会のあらゆる分野に積極的に参画していくためには、生涯学習の果たす役割も極めて重要であり、そのため、生涯にわたるさまざまな学習機会や地域社会への参画を促進するための施策を一層充実させていきます。



課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット等のメディアによる情報が、人々の意識形成に大きな影響を与えることに留意する必要があります。人権の尊重が確保され、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進が、阻害されることの無いようにしなければなりません。

このため、表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担*や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現は用いないようメディアに自主的な取り組みとして要請していきます。

また、児童や青少年を不適切な表現から保護することは重要なことです。

表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現の指摘、削除について自己発信できる能力（メディア・リテラシー）の育成や向上に努め、不適切な情報を容認しない社会的気運の醸成を図ります。

市における情報発信に際しては、率先して不適切なことが無いように取り組みます。

施策の方向（１）メディアにおける男女の人権の尊重

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供

施策の方向（３）男女共同参画の視点に立った表現の浸透

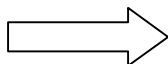
☆ 推進指標 ☆

「男女共同参画社会」という用語の周知度

現状値（平成2823年度）

目標値（平成3328年度）

58.5% 未調査



70%

※県の目標値に準じてましたが、今回は県の推進指標がなく、また目標値を達成していないことから、引き続き目標値として設定しました。

施策の方向（１）メディアにおける男女の人権の尊重

性別による固定的な役割分担*や男女間における暴力などを正当化し助長するもの、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。

最近ではインターネットや携帯電話等のメディアによる情報量が多く、中にはこれらの機器を利用した陰湿で悪質な人権侵害や犯罪などが多発している状況もあり、これらのことへの対応も併せて行っていきます。特に、児童、青少年を取り返しのつかない犯罪から守るための取り組みは重要であることから、広報、情報提供に努めます。

また、性や過激な暴力表現に接することを望まない人を守るとともに、児童、青少年を不適切な表現から保護することは重要なことです。「埼玉県青少年健全育成条例」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」に基づく児童及び青少年の権利擁護、健全育成の視点から、社会環境浄化対策の推進に努めます。

施策の方向（２）男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供

市が発信する~~広報等、すべて~~情報や作成する刊行物等について、男女の人権に配慮し、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした表現に努め、男女共同参画の視点に立ったものであることに留意します。~~また、企画、制作、編集など全過程の方針決定について、女性職員の参画のもとに、女性の意見を反映させていきます。~~

また、幅広い年齢層、様々な立場の人々にとって親しみやすくわかりやすい表現を用い、発信媒体も情報ごとに適切なものであるよう配慮します。

施策の方向（３）男女共同参画の視点に立った表現の浸透

市内の事業所、団体等~~民間~~から発信される情報についても、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進が阻害されることの無いように自主的な取り組みを促し、不適切な表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図ります。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

(川口市推進計画)

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成28年4月に制定されました。これにより、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が国や地方公共団体、民間事業主に義務付けられています(常時雇用する労働者が300人以下の事業主にあっては努力義務)。

少子高齢化が進み人口減少社会に突入したわが国にとって、特に女性はその能力を十分に発揮して活躍できることが、急激な社会情勢の変化に適応し、経済社会の活力を維持していく鍵であると考えられます。

また、社会の多様性と活力を高め、男女共同参画社会を実現させていくためには、政策や方針の立案及び決定の場へ男女が積極的に参画し、様々な視点からの意見が公平・公正に反映された社会にしていくことが重要ですが、依然としてそのような場への女性の参画は極めて少ないのが現状です。

男女共同参画社会は、男女が共に社会のあらゆる分野への参画を果たすことですが、とりわけ重要なことは男女が政策や方針の立案及び決定の場へ積極的に参画し共に責任を担い、多様な意見を社会に反映させることです。しかしながら、政策や方針の立案及び決定過程への女性の参画は極めて少ないことが現状です。

そのため、市としては、今後とも率先して女性の政策や方針の立案及び決定の場への男女共同参画を進めるとともに、女性のエンパワーメント*のための啓発活動や、学習機会の提供等人材育成に努めます。

併せて、市内の事業所や各種機関・団体等の組織に対して「男女共同参画社会基本法*」、「埼玉県男女共同参画推進条例*」、「川口市男女共同参画推進条例*」の基本理念や「第2次川口市男女共同参画計画」が浸透するように情報提供を行い、理解や協力を促すとともに、社会的な気運の醸成を図ります。

また、女性のエンパワーメント*のための啓発活動や、学習機会の提供等人材育成に努めます。

施策の方向（１）市における政策や方針の立案及び決定過程への
男女共同参画の促進

施策の方向（２）事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進

施策の方向（３）男女共同参画を進める人材や団体等の育成

☆ 推進指標 ☆

各種審議会・委員会への女性の登用率	
現状値（平成 28 23 年度） 26.6% 23.5%	目標値（平成 32 27 年度） 30% <u>以上</u>
学校職員（幼・小・中）における女性管理職の割合	
現状値（平成 28 23 年度） 23.5%	目標値（平成 33 28 年度） 26.5%

※上段は、国の目標値を川口市総合計画において目標指標としています。

※下段は、毎年1名ずつ管理職を増やすことを目指して設定しています。

最新の数字がわかりしだい報告します。

施策の方向（１）市における政策や方針の立案及び決定過程への
男女共同参画の促進

実質的な男女平等の実現を目指して、市行政、教育の場などあらゆる分野への女性の参画を拡大していく努力を率先して進め、性別による差別のない~~女性差別の無い~~採用、研修、職域の拡大、昇進、管理職への登用等を進めます。

市の各種審議会・委員会への女性の参画を拡大するために、幅広い分野から女性の人材を求めています。関係団体に女性委員の推薦について協力を要請するとともに、公募制の拡大などにより女性委員の登用率を高め、女性委員のいない各種審議会・委員会の減少に努めます。

施策の方向（２）事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進

事業所や各種機関・団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体等）に対して、あらゆる機会を通じて女性の参画の促進、なかでも方針の立案及び決定過程への男女共同参画について協力を要請し、併せて社会的気運の醸成を図ります。

特に、医療、介護等の従事者については、既に女性の割合が高い業種もあることから、就業継続・再就業支援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。~~その際、情報紙等により、積極的改善措置*に関する情報提供、啓発活動などの充実に努めます。~~

施策の方向（３）男女共同参画を進める人材や団体等の育成

あらゆる分野への男女共同参画や方針決定過程への女性の参画を促進するために、女性の人材を広く求め、女性リーダーの育成に努めます。

地域団体・グループ等で活動中の女性や積極的に活動を希望する女性に対して、情報提供、学習・研修機会の提供を行い、女性がその能力を開発し、発揮することができるよう支援します。

また、相互の情報交換や交流の機会を提供し、女性が連携、協力し合いながら活動の幅を広げていけるように、ネットワークづくりにも力を入れていきます。

女性団体・グループ等の活動状況の把握に努め、女性の人材についての情報の収集、整備、提供を図ります。

課題2 女性のチャレンジ支援

(川口市推進計画)

~~女性の活躍を推進し、男女共同参画社会の形成を促すには、いつでも、どこでも、女性がチャレンジできる環境づくりが重要です。~~

~~これからは、男性だけでなく女性~~が~~もその意思と能力を生かして社会参画を果たし、経済的基盤の形成と自己実現を目指すことが~~できる環境づくりが必要です。~~求められています。~~

~~女性が自らの目的に向かい、生きがいを持って充実した暮らしができることは、女性の人生の意義を高めることであり、併せて、男女共同参画社会形成のための社会的な要請でもあります。~~

このため、起業、NPO*活動、ボランティア活動、再就職など、多岐にわたる女性のチャレンジに対して支援を行います~~します~~。

~~また、経済的に困難な女性、若年女性無業者の方に対しては、持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう支援します。~~



施策の方向(1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供

施策の方向(2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供

施策の方向(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備

~~施策の方向(4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援~~ (課題5へ移行)

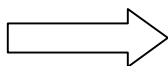
施策の方向 ~~(4)-(5)~~ 関係機関等との連携強化

☆ 推進指標 ☆

~~「ワーク・ライフ・バランス*」という用語の周知度~~

~~現状値(平成23年度)~~

~~39.2%~~



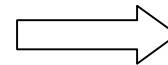
~~目標値(平成28年度)~~

~~57%~~ (課題4へ移行)

~~男女共同参画セミナーのキャリア友セミナー*参加者の満足度~~

~~現状値(平成2823年度)~~

~~10084.5%~~



~~目標値(平成3328年度)~~

~~10090%~~

※目標値の根拠は、より満足度の高いセミナーを開催することへの期待値として設定しました。

施策の方向（１）女性のチャレンジ支援のための情報提供

チャレンジしたい女性が、いつでも必要な情報を容易に入手することができるように、チャレンジに必要で有益な情報を収集し提供します。

また、関係機関等とのネットワークを拡充し、利用者の立場に立った多彩できめ細かい情報の提供ができるように努めます。

施策の方向（２）チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供

女性がチャレンジしていくためには、それぞれの分野へのチャレンジに必要なエンパワーメント*が不可欠です。

そのための学習や能力開発の機会の提供に努めます。

施策の方向（３）女性のチャレンジを支える環境の整備

女性のチャレンジに対する社会の理解を進めることが必要です。

併せて、男性、女性の生き方の見直し、特に家庭生活における男女共同参画の促進についての意識啓発を進めるとともに、子育てや介護等に対する社会の支援体制の整備、充実を図るなど、女性がチャレンジしやすい環境を整備していくことに努めます。

~~施策の方向（４）経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援~~

~~女性は出産、育児による離職や、男性に比べて非正規雇用が多いことなどを背景として、経済的に不安定な状況に陥りやすい傾向があります。~~

~~こうした、経済的に困難な状況に置かれた女性や、若年で無業の女性に対する相談体制の充実や、自立に向けた情報提供を行うなどの支援をします。（課題５へ移行）~~

施策の方向 (4) ~~(5)~~ 関係機関等との連携強化

チャレンジを考える女性一人ひとりの意向や希望、またその置かれている状況などはさまざまであり、ニーズも多様です。そのため関係機関等との連携を強化し、チャレンジしたい女性に必要な情報提供、相談、支援を実施していけるように努めます。併せて、NGO*・NPO*団体等との情報交換、連携にも配慮します。

課題3 働く場における男女共同参画の推進

(川口市推進計画)

働きたい人が、男女の性別に関わりなく能力を発揮し、活躍できる環境をつくることは、男女共同参画社会の実現のために不可欠です。

しかし、雇用の分野では管理職に占める女性の割合が~~低い~~少ないことや、男女間の賃金の格差、また出産を機に離職する女性が多いことなどさまざまな課題があります。

~~平成19（2007）年施行の「改正男女雇用機会均等法」では、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止や間接差別の禁止などについて新たに規定してい~~「男女雇用機会均等法*」では、募集・採用から配置・昇進・教育訓練、定年・退職・解雇に至る雇用管理全般について、性別による差別的取扱いを禁止しており、平成29年（2017）年1月には、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、家族と仕事が両立できる社会の実現を目指して「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」が施行されました。これにより、事業主には妊娠・出産等に関するハラスメント*防止措置が義務付けられています。~~が、~~

これらの法整備にも関わらず、本市の市民意識調査での結果を見てもでも「職場」~~での~~における男女平等の意識は「政治の場」、「社会通念・習慣慣習」について低い割合となっているのが現状です。

そこで市では、働く場における~~、~~労働者の男女間格差を積極的に是正し、意欲と能力に応じた均等な機会と待遇の確保を実現していくために「男女雇用機会均等法*」「女性活躍推進法」を始はじめ、関係諸法令の周知と活用について広く普及啓発を図ります。そして

~~現在の社会情勢の動きは極めて変化に富んでおり、その変化への適応力が雇用をする立場の企業にも多く求められています。現在、労働力人口が減少している状況では、特に女性がその能力を十分に発揮して活躍できるかということが、この社会情勢の変化に適応し、成長するうえでの鍵であると言われています。~~

男女ともに家庭と仕事の両立ができること、女性が子どもを産み育てながらも、安心して働き続けられること、子育て等のために離職した女性が再就職しやすいことなど、男女がその能力を発揮できる雇用環境を整備し、多様な人材の活躍を促進できるよう積極的に取り組みます。

施策の方向（１）働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

施策の方向（２）女性が安心して働くことのできる就業環境の整備

施策の方向（３）多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

☆ 推進指標 ☆

30代の女性の就業率（30～39歳）	
現状値（平成22年度）	目標値（平成27年度）
59.4%	62.1%

※最新の数字がわかりしだい報告します。

施策の方向（1）働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

働く場における男女共同参画を進めるために、「女子差別撤廃条約**」、「ILO156号条約**」、「男女共同参画社会基本法**」などの趣旨の普及とともに「女性活躍推進法*」、「男女雇用機会均等法**」、「育児・介護休業法*」、「労働基準法**」、「育児・介護休業法**」、「パートタイム労働法**」その他関係法令を遵守して、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保され、男女間の格差が生じないように、普及、啓発を図り、改善を促していきます。

女性の活用に向けた積極的改善措置*の活用も必要であり、そのための普及、啓発も進めます。

また、直接的な差別とともに、間接差別*の存在が女性に不利益となることが少なくありません。このことについての啓発とその解消に向けた取り組みを促していきます。

これらのことは雇用労働の場のみならず、商工、自営、農業等あらゆる働く場の現状を見直し、改善を図る必要があることから、より一層の情報提供、啓発活動を進めます。

施策の方向（2）女性が安心して働くことのできる就業環境の整備

女性が子育てや介護のために就労との両立が困難となり、離職しなければならないという現実、また、就労を継続するにしても、家事や子育て、介護等との両立を図らなければならないという現実、女性が安心して働き続けることを阻害している大きな要因です。

女性が働きながら安心して子どもを産み、男女が協力し合って、子育てや介護にあ

たることができる環境の整備が必要です。

働く女性の妊娠中及び出産後の健康管理対策を推進するとともに、働きながら子育てや介護をする男女に対して、仕事と家庭を両立させることのできる支援策の充実を図ります。

これらのことについて、雇用者側の理解が促進されるように、情報提供を行います。

また、出産や子育て等のために離職した女性に対する再就職支援を、関係機関との連携のもとに積極的に進めます。

さらに、女性が安心して働くには、職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やパワー・ハラスメント*~~*~~、マタニティ・ハラスメント*の防止対策に関しても徹底を図る必要があることから、積極的に啓発活動を展開します。

施策の方向（３）多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

~~雇用・就業形態の多様化の中で、男性も女性もその価値観やライフスタイル等に応じて、多様で柔軟な働き方を求めるようになってきました。~~

パートタイマーや派遣社員、契約社員、在宅勤務や、テレワーク*、NPO*活動、など、さまざまな新しい働き方が広がっており、併せて非正規雇用者の率が今までにない高まりを見せています。

非正規雇用者の多くは女性であり、それらの就業形態には被雇用者の処遇や労働条件の改善を必要とするものが少なくないのが実状です。

安心してこのような働き方ができるように、~~併せて、~~また多様な働き方の健全な発展に資するように情報提供を行い、就業環境の整備を促していきます。



課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

(川口市推進計画)

~~性別による固定的な役割分担意識*の結果として、女性が子育て、介護、家事労働や地域活動の大部分を担い、男性が職業生活の場を担うという今までの社会の構図が変化を見せ始めています。~~

~~一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性も共に家族としての責任を担い、職業生活や地域活動への参画を果たしたいという意欲が高まってきています。このような男女の生き方に対して、社会がこれを支援していくことが重要となっています。~~

少子高齢化による人口減少や家族形態・雇用形態の多様化など、社会経済情勢がめまぐるしく変化する今、男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、対等な立場で責任を担い、家庭生活と職業生活、地域活動のバランスのとれたライフスタイルの実現を目指していくことが重要です。

市民意識調査の結果を見ても、家事・育児・介護のいずれも「男女が協力してする」と考えている人の割合が増加傾向であるのに対し、実際には平日平均で「ほとんどか関わっていない」「30分程度」「1時間程度」と回答している人が男性で多く、理由としては「仕事が忙し過ぎるため」が最も高くなっています。

女性の活躍推進のためにも、また、誰もが働きやすく暮らしやすい社会をつくるためにも、長時間労働があたりまえとされている働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス*を実現できる社会に向けて、意識啓発と社会基盤の整備を進めます。

~~このため、男女が共に働きながら、家庭生活と職業生活、地域活動を両立させていく、ことの重要性を社会に広く浸透させていきます。~~

~~併せて、男女共に、そのような生き方をあたりまえとする社会の実現に向けて、働き方の見直しを進めることについての意識啓発と、両立を支援するための社会基盤の整備と充実を積極的に進めます。~~

施策の方向（１）家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進

施策の方向（２）子育て、介護等への社会的支援

施策の方向（３）家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

施策の方向（４）家庭生活における男女共同参画の促進

施策の方向（５）地域活動における男女共同参画の促進

☆ 推進指標 ☆

市男性職員の育児参加休暇取得率	
現状値（平成23年度） 17%	目標値（平成33年度） 30%
「ワーク・ライフ・バランス*」という用語の周知度	
現状値（平成28年度） 50.1%	目標値（平成33年度） 57%

※上段は、施策推進による伸び率を見込んで設定しました。

最新の数字がわかりしだい報告します。

※下段は、県の目標値並みの伸び率を見込んで設定しましたが、今回は県の推進指標がなく、また目標値を達成していないことから、引き続き目標値として設定しました。

施策の方向（１）家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進

男性も女性も、それぞれの希望する形で家庭と仕事、地域活動との両立を図るとい
う、新しい価値観に立った生き方の重要性について理解を深め、特に、これまで子育て、介護、家事労働や家庭や地域活動への参画が少なかった男性が、積極的に参画で
きるような社会についての意識啓発に努めます。

施策の方向（２）子育て、介護等への社会的支援

男女が共に、安心して仕事や地域活動を行うことができるように、子育て、介護等
に対する社会的支援の充実を図ることに努めます。

保育所の待機児童の解消、多様な保育サービスや保育内容の充実、地域における子
育て機能、留守家庭児童保育放課後児童クラブ*等子育て環境の整備・充実、高齢者
等特別な配慮を必要とする人*に対する地域の福祉基盤の整備・充実を積極的に推進
します。併せて、保育、介護等に携わる人材の育成と資質向上などを進めます。

また、利用者の多様なニーズに合わせたきめ細かい情報を、利用者が選択しやすい
形で提供するとともに、相談体制の充実を図ります。

ひとり親家庭に対する相談や支援を行うとともに、すべての子育て家庭に対しても、子育ての孤立化や不安の解消を図れるよう努めます。

施策の方向（３）家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

男女が共に、仕事と家庭生活と仕事を両立させながら、子育て、介護等にも安心して携われるように、また地域活動との両立を可能にするために、家庭と仕事、地域活動の両立を支援する制度の充実、定着に努めます。

事業所においても、働き方の見直しや多様なライフスタイルの受け入れについて、職場内意識の啓発改革及び理解の促進と、両立を支援する制度の導入など、職場環境の改善を図るよう整備を促していきます。

男女共に、育児・介護休業制度*を活用しやすく、職場復帰しやすいようにするために、は、職場内の意識啓発と環境の整備の促進が必要であり、ワーク・ライフ・バランス*の実現に向けて併せてこのことについての社会的気運の醸成を図ります。

施策の方向（４）家庭生活における男女共同参画の促進

男女共同参画の視点に立った男女平等社会の実現に向けて、男女が共に、子育てや介護、家事労働の責任を担い合い、子どもや高齢者など家族全員の理解、協力のもとに家庭生活を進めることが大切です。

次世代を育成する場である家庭は、男女共同参画を推進する上で、重要な役割を担っているため、日々の生活をとおして子ども達が男女共同参画のあり方を身につけていくことが重要と考えられます。

このことについて、保育や学校教育の場における男女共同参画教育との連携を図りながら、男女共同参画を進めるための意識啓発、学習機会の提供を進めます。また、このことを推進していくための指導者の育成も行います。

施策の方向（５）地域活動における男女共同参画の促進

地域は生活の拠点であり、そこに住む者が心豊かで生活しやすい地域社会を築くためには、働いているいないに関わらず、男女が共に、地域活動に参画し、地域全体の活性化を図ることが必要です。

しかし、NPO*、ボランティア活動、PTA、町会・自治会、商店会など身近な地域での活動において、女性が中心となって活動を行っていることが多いものの、役職者や指導者的な立場に就く女性は少ないのが現状です。

これからは、男女が共にさまざまな活動に参画していくことが大切であり、地域に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識*に基づく慣習や慣行を見直し、男女共同参画の視点に立った活動を進める必要があります。

従来男性が少なかった分野へは男性の参画を、女性が少なかった分野へは女性の参画を促進するため、積極的に情報提供、意識啓発等を行います。

★「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）憲章」で定義している、
仕事と生活の調和が実現した社会とは・・・★

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、具体的には・・・

(1) 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

(2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

(3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

とされています。

そのほか、各種文献では、以下のとおりとなっています

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。

（平成 19 年 7 月 男女共同参画会議 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会）

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることである。

（平成 19 年 6 月 「子供と家族を応援する日本」重点戦略検討会議）

多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となり、性や年齢にかかわらず仕事と生活との調和を図ることができるようになる。男性も育児・介護・家事や地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保できるようになり、女性については、仕事と結婚・出産・育児との両立が可能になる。

（平成 19 年 4 月 経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会）

働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のことです。

（平成 18 年 10 月 厚生労働省 男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会）

（内閣府男女共同参画局/仕事と生活の調和推進室HP資料から抜粋）

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が

安心して暮らせる環境の整備と支援の充実

男女共同参画社会の形成には、高齢化社会に対応した条件整備を進めることが重要な課題となっています。平均寿命が伸び続けている中で、平成28-29（2016-17）年度には日本の65歳以上の高齢者の人口に占める割合が27.20%を超え、過去最高の状況となっています。特に75歳以上では6割以上を女性が占めており、また単身の高齢世帯も増加傾向にあります。

このような高齢化社会では、介護を必要とする高齢者の増加のみならず、子育てと介護を同時期に行うダブルケア*世帯の増加、働き盛り世代の介護離職等も深刻な問題であり、家族だけの手で行き届いた介護を行うことが難しくなっています。

男女が協力して介護を担いつつ、仕事、家庭生活、地域活動との両立を可能にするためには、社会システムの整備と充実、介護制度の周知が必要です。日常生活での介護の負担が女性の側に偏っているのが現状であり、高齢者の問題を解決することは、女性が抱える問題を解決することにつながっていると言えます。

—そのためには、介護保険制度や、在宅福祉を中心とした地域福祉システムの整備や充実が必要であり、介護する側、される側の双方が、明るく安心して過ごせるための諸施策を推進しなくてはなりません。

また、高齢者だけでなく、障害者、外国籍市民等日常生活における自立や社会参画を行う上で、さまざまな制約を受けがちな人たちが、特別な配慮を必要とする人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活を送ることができるように、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れ、環境を整備し、支援をすることも重要です。

—このような高齢者等特別な配慮を必要とする人*などに対する支援をしていく上で重要なことは、社会の支援のもとに、男女の協力によって行っていく必要があるということ、社会全体の合意にしなければなりません。

—高齢者や障害を持った方が介護を必要とする状態であっても、生涯、社会の一員として過ごし、生の充実感を高めることができるように、意識啓発、社会参加の機会の提供や、環境の整備に努めます。

さらに、障害があること、日本で生活する外国人であること、性的マイノリティ（LGBT等）であることなどにより社会で困難な状況に置かれている人に対しては、人権尊重の観点から配慮、意識啓発も行っていきます。一方、特別な配慮を必要としながらも健康に恵まれて日常生活を送っている高齢者や障害者、妊産婦の方などに対しては、その意欲や能力、また心身の状況に合わせて、いきいきと社会参画し、充実した生活を継続することができるように、生涯学習の充実をはじめ、その他ニーズに対

応じた施策を進め、充実させていきます。

施策の方向(1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと活躍し、安心して生活できる暮らせるための支援

施策の方向(2) 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備困難を抱えた女性などの自立支援

施策の方向(3) 障害者、外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

☆ 推進指標 ☆

「ユニバーサルデザイン*」についての認知度	
現状値（平成 <u>28</u> <u>23</u> 年度） <u>54.8%</u> 未調査	目標値（平成 <u>33</u> <u>28</u> 年度） 80%
老人クラブ*における加入者の男女の割合が、どちらかの性に偏ることが無いこと	
現状値（平成23年度） 男性 36.6% 女性 63.4%	目標値（平成33年度） 男女比を50%に 近づける

※上段、国の目標値を参考に設置しましたが、今回は国の指標がなく、また目標値を設定していないことから、引き続き目標値として設定します。

※下段は、高齢者の地域参加がどちらかの性に偏ることがないことを目指して設定しました。最新の数字がわかりしだい報告します。

施策の方向(1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人*がいきいきと活躍し、安心して生活できる暮らせるための支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者等特別な配慮を必要とする人が、その持てる能力や意欲を十分に発揮しながら、就労、生涯学習、健康づくり、ボランティア活動、NPO*活動、趣味活動、交流活動等、さまざまな分野に社会の一員として参画し、いきいきと充実した生活が送れるように、ノーマライゼーション*の理念の浸透を図り、あらゆる場への参画を可能にするための支援を行うとともに、自立を支援に関するする情報や機会の提供、環境の整備等を進めます。

~~今までの経験や、培った知識や技能を生かして社会貢献が可能な方のためには、さまざまな産業や公益活動分野への参画を支援します。~~

~~高齢や障害のため介護が必要とする状態~~になっても社会との関わりが保てるように、また、都市化の進んだ地域に起こりやすい孤立化に対しても配慮します。

施策の方向（２）~~高齢者等特別な配慮を必要とする人*が安心して暮らせる環境の整備~~困難を抱えた女性などの自立支援

~~単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産、育児による就業の中断や男性に比べて非正規雇用が多いことなどを背景として、経済的に不安定な状況に陥りやすい傾向があります。~~

~~このような経済的に困難な状況に置かれた女性や、若年無業女性等に対する相談体制の充実、自立に向けた情報提供などの支援を行います。~~

~~また、不安を抱えた妊産婦、子育て中の女性などが、相談相手がいないために悩みを一人で抱え込むことがないよう配慮し、ニーズに沿った支援、情報提供を行います。高齢者等特別な配慮を必要とする人に対し、ノーマライゼーション*の理念に立って、平等の存在として社会に参画できるように配慮することが必要です。~~

~~—併せて、社会での生活を守り、安全で快適なものにするためにバリアフリー*化を進めたり、ユニバーサルデザイン*を積極的に取り入れていく必要があります。~~

~~—また、複雑多様化し、変化の激しい社会にあっては、人々はさまざまな悩みや困難、トラブルに遭遇しやすいため、特に高齢者や特別な配慮を必要とする人が不利益をこうむることが無いように、被害を未然に防止するとともに、被害からの救済を図ることが必要です。~~

~~不安を抱えた妊産婦の方などが、相談相手が無いために、悩みを一人で抱え込むことの無いように配慮し、情報提供、多様なニーズに沿った相談体制の充実を図ります。~~

~~言葉の問題のある外国籍市民には、安心して日常生活を送ることができるように、行政情報、生活情報、災害時等のガイドブックなどを多国語で作成するなど支援の充実を図ります。また特に、不利益をこうむりやすい外国籍の女性の不安を解消するための情報提供と、相談体制の整備を進めます。~~

施策の方向（３）**障害者、外国籍市民など特別な配慮を必要とする人への支援**

高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

障害者、外国籍市民、性的マイノリティ(LGBT等)であることにより、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちに対し、ノーマライゼーション*の理念に立って社会に参画できるよう配慮することが必要です。

併せて、社会での生活を安全で快適なものにするために、バリアフリー*化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン*の視点を積極的に取り入れることも必要です。

外国籍市民には、安心して日常生活を送ることができるように、行政情報、生活情報、災害時等のガイドブックなどを多国語で作成するなど支援の充実を図ります。

また、これら特別な配慮を必要とする人たちが人権侵害等の被害を受けることのないよう、意識啓発に努めます。

介護を必要とする高齢者の増加とともに、その介護の内容が重度化、長期化しており、家族だけの手で行き届いた介護を行うことが難しくなっています。また重度の障害を持つ方の、生涯にわたる介護も深刻な問題です。

—介護は、社会の介護力を活用しながら男女が協力して進める必要があります。特にこれからは、介護と職場や地域活動との両立を可能にする社会システムの整備と充実が必要です。そのため、男女共に取得できる介護休業制度の普及を積極的に進め浸透を図ります。

介護の負担が要介護者の家族、とりわけ女性に集中することの無いように介護保険制度等公的サービスの着実な実施、地域福祉の推進等介護を社会的に支援する環境づくりに努めます。

また、介護サービス基盤の質と量の両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者においてはできる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるように、介護予防や介護体制の整備を図ります。

平成29年度 行政委員会・附属機関等の女性登用状況

(基準日:原則として平成29年4月1日現在)

	審議会			委 員			公募委員			
	審議会数	女性委員の いる審議会	女性のいる 審議会比率	委員数	女性 委員数	女性委員 比率	公募のある 審議会数	公募の 比率	委員数	公募委員 比率
行政委員会 (地方自治法第180条の5)	6	3	50.0%	44	4	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
(28.10.1)	(6)	(3)	(50.0%)	(44)	(5)	(11.4%)	(0)	(0%)	(0)	(0%)
附属機関等 (地方自治法第202条の3)	88	79	89.8%	1,389	378	27.2%	23	26.1%	43	3.1%
(28.10.1)	(88)	(79)	(89.8%)	(1389)	(375)	(27.0%)	(23)	(26.1%)	(43)	(3.1%)
計	94	82	87.2%	1,433	382	26.7%	23	24.5%	43	3.0%
(28.10.1)	(94)	(82)	(87.2%)	(1433)	(380)	(26.5%)	(23)	(24.5%)	(43)	(3.0%)

【29年度調査・特記事項】

- 女性委員のいない(女性委員ゼロ)審議会 (12) ※ 前回(28.10.1)との比較(12→12)
 - ・行政委員会(3):
 - 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会
 - ・附属機関等(9):
 - 公務災害補償等審査会、情報公開・個人情報保護等審査会、公有財産管理委員会、商工資金審査会、建築審査会、土地区画整理審議会(芝東第6・石神西立野・安行藤八・里)
- 新設した審議会 (1)
 - 空家等対策協議会
- 終了した審議会 (1)
 - 保育施設等事故検証委員会
- 女性登用率について (94の行政委員会・附属機関等)
 - ※ 平均 26.7%
 - ・ 30%以上の審議会数 41
 - ・ 20%以上30%未満の審議会数 24
 - ・ 10%以上20%未満の審議会数 14
 - 防災会議、交通安全対策協議会、労政協議会、景観形成委員会、土地区画整理審議会(芝東第4・第5新郷東部第2)、公民館運営審議会(上青木・芝南・朝日・根岸・朝日東・南鳩ヶ谷)、文化財保護審議会
 - ・ 10%未満の審議会数 15
 - 選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公務災害補償等審査会、情報公開・個人情報保護等審査会、国民保護協議会、公有財産管理委員会、商工資金審査会、建築審査会、土地区画整理審議会(芝東第3・第6・石神西立野・安行藤八・里)、新郷公民館運営審議会
- 公募委員について (94の行政委員会・附属機関等)
 - ・ 公募を行っている審議会の比率 24.5% (23/94) ・ 公募委員の比率 3.0% (43人/1,433人中)
 - ・ 公募委員中の女性比率 48.8% (21人/43人中)

○ 行政委員会（地方自治法第180条の5）

（原則として、平成29年4月1日現在）

No.	担当課	新設	名 称	委員数 人	うち 女性委員数 人	女性委員 比率 %	根 拠 法 ・ 条 例
1	教育総務課		教育委員会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
2	選挙管理委員会		選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法
3	総務課		公平委員会	3	1	33.3	地方公務員法
4	監査委員事務局		監査委員	4	0	0.0	地方自治法
5	農業委員会事務局		農業委員会	25	0	0.0	農業委員会等に関する法律
6	税制課		固定資産評価審査委員会	3	2	66.7	地方自治法第180条の5、地方税法第423条～436条
				44	4	9.1	

○附属機関等（地方自治法第138条の4、第202条の3）

法律又は条例により設置されているもの。

（原則として、平成29年4月1日現在）

No.	部局	担当課	新設	名 称	委員数 人	うち 女性委員数 人	女性委員 比率 %	公募	委員 人	女性 人	比率 %	根 拠 法 ・ 条 例
1	企画財政部	企画経営課		自治基本条例運用推進委員会	14	4	28.6	○	4	2	50	自治基本条例
2	総務部	総務課		同和対策審議会	12	4	33.3	○	1	0	0	同和対策審議会条例
3	総務部	職員課		公務災害補償等認定委員会	5	1	20.0	×			—	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
4	総務部	職員課		公務災害補償等審査会	3	0	0.0	×			—	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
5	総務部	行政管理課		情報公開・個人情報保護運営審議会	12	5	41.7	○	2	1	50	情報公開・個人情報保護運営審議会条例
6	総務部	行政管理課		情報公開・個人情報保護等審査会	3	0	0.0	×			—	情報公開・個人情報保護等審査会条例
7	危機管理部	防災課		防災会議	64	7	10.9	×			—	災害対策基本法、防災会議条例
8	危機管理部	防犯対策室		国民保護協議会	57	1	1.8	×			—	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律、国民保護条例
9	理財部	管財課		公有財産管理委員会	10	0	0.0	×			—	地方自治法、公有財産管理委員会条例
10	市民生活部	協働推進課		協働推進委員会	15	5	33.3	○	5	2	40	協働推進条例
11	市民生活部	協働推進課		男女共同参画推進委員会	12	8	66.7	○	2	1	50	男女共同参画推進条例
12	市民生活部	交通安全対策課		交通安全対策協議会	15	2	13.3	×			—	交通安全対策協議会条例
13	福祉部	福祉総務課		民生委員推薦会	14	3	21.4	×			—	民生委員法
14	福祉部	福祉総務課		社会福祉保健審議会	15	8	53.3	○	2	1	50	社会福祉法、社会福祉保健審議会条例
15	福祉部	介護保険課		介護認定審査会	120	51	42.5	×			—	介護保険条例第3条
16	福祉部	介護保険課		介護保険運営協議会	15	8	53.3	○	1	1	100	介護保険運営協議会条例
17	福祉部	障害福祉課		介護給付費等の支給に関する審査会	20	8	40.0	×			—	障害者総合支援法第15条、介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例
18	こども部	子ども総務課		子ども・子育て会議	14	5	35.7	○	2	0	0	子ども・子育て支援法
19	こども部	青少年対策室		青少年問題協議会	15	4	26.7	○	2	1	50	地方青少年問題協議会法、青少年問題協議会条例
20	健康増進部	保健衛生課		健康・生きがいづくり推進協議会	17	8	47.1	○	2	2	100	健康・生きがいづくり推進協議会条例
21	健康増進部	国民健康保険課		国民健康保険運営協議会	15	5	33.3	○	0	0	0	国民健康保険法、国民健康保険条例
22	環境部	環境総務課		環境審議会	15	4	26.7	○	2	2	100	環境審議会条例
23	環境部	廃棄物対策課		廃棄物対策審議会	14	5	35.7	○	2	1	50	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
24	環境部	環境施設課		戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会	15	4	26.7	○	2	2	100	戸塚環境センター施設整備基本構想・基本計画審議会条例
25	経済部	産業労働政策課		商工行政審議会	15	3	20.0	×			—	商工行政審議会条例
26	経済部	経営支援課		商工資金審査会	10	0	0.0	×			—	商工資金審査会条例
27	経済部	産業労働政策課		労政協議会	15	2	13.3	×			—	労政協議会条例
28	経済部	農政課		農政審議会	15	3	20.0	×			—	農政審議会条例
29	都市計画部	計画管理課		住居表示審議会	15	4	26.7	○	1	1	100	住居表示審議会設置条例
30	都市計画部	都市計画課		都市計画審議会	15	3	20.0	○	2	0	0	都市計画法、都市計画審議会条例
31	都市計画部	都市計画課		景観形成委員会	6	1	16.7	×			—	景観形成委員会条例
32	都市計画部	都市計画課		バリアフリー基本構想推進協議会	13	5	38.5	○	2	0	0	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱
33	都市計画部	住宅政策課	○	空家等対策協議会	10	4	40.0	×			—	空家等対策の推進に関する特別措置法 空家等対策協議会条例
34	都市計画部	開発審査課		開発審査会	5	1	20.0	×			—	都市計画法、開発審査会条例
35	都市計画部	建築安全課		建築審査会	5	0	0.0	×			—	建築基準法、建築審査会条例
36	都市計画部	みどり課		緑化対策委員会	15	5	33.3	○	2	1	50	緑化対策委員会条例
37	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第3土地区画整理審議会	15	1	6.7	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第3土地区画整理事業施行規程
38	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第4土地区画整理審議会	13	2	15.4	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行規程
39	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第5土地区画整理審議会	14	2	14.3	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業施行規程
40	都市整備部	西部土地区画整理事務所		芝東第6土地区画整理審議会	9	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業芝東第6土地区画整理事業施行規程
41	都市整備部	東部土地区画整理事務所		新郷東部第2土地区画整理審議会	19	2	10.5	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理事業施行規程
42	都市整備部	北部土地区画整理事務所		石神西立野特定土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理事業施行規程
43	都市整備部	北部土地区画整理事務所		安行藤八特定土地区画整理審議会	13	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理事業施行規程
44	都市整備部	里土地区画整理事務所		里土地区画整理審議会	15	0	0.0	×			—	土地区画整理法第56条 川口都市計画事業里土地区画整理事業施行規程
45	水道部	水道総務課		上下水道事業運営審議会	15	5	33.3	○	2	1	50	上下水道事業運営審議会設置条例

行政委員会・附属機関等の女性登用状況の推移（～H29）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年4月	平成28年10月	平成29年4月
行政委員会のうち 女性のいる審議会の比率	33.3%	50.0%	50.0%	50.0%	66.7%	50.0%	83.3%	83.3%	66.7%	66.7%	50.0%	50.0%	50.0%
附属機関のうち 女性のいる審議会の比率	82.9%	83.7%	84.4%	93.3%	93.5%	88.9%	93.8%	93.6%	88.4%	88.6%	89.7%	89.8%	89.8%
女性委員のいる 審議会の比率（計）	76.6%	79.6%	80.4%	88.2%	90.4%	84.3%	92.6%	92.5%	87.0%	87.2%	87.1%	87.2%	87.2%
女性委員のいない 審議会の比率	23.4%	20.4%	19.6%	11.8%	9.6%	15.7%	7.4%	7.5%	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	12.8%
行政委員会の 女性登用率	4.4%	6.7%	8.9%	8.9%	11.1%	6.8%	10.6%	12.8%	10.6%	11.1%	11.4%	11.4%	9.1%
附属機関等の 女性登用率	23.7%	22.4%	23.2%	23.9%	24.5%	24.1%	24.2%	24.1%	24.7%	26.3%	27.1%	27.0%	27.2%
女性登用率（計）	23.0%	21.9%	22.7%	23.4%	24.1%	23.5%	23.7%	23.7%	24.2%	25.8%	26.6%	26.5%	26.7%

H32
目標値
30%以上

